

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

「令和7年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託」について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年12月27日

佐倉市長 西田 三十五

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 令和7年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託
- (2) 事業の場所 佐倉市立佐倉中学校 外10校及び当該部活動の活動場所として発注者が指定する場所
- (3) 事業の概要 別紙「令和7年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 提案限度額 32,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格に関する事項

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日から契約の候補者決定の日までの間において、次の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 以下の書類を参加申込書に添付することができる者。ただし、公告日において、令和6・7年度佐倉市入札参加資格者名簿（委託）に登録されている者は、以下の書類の添付を省略することができる。
 - ① 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ② 財務諸表
 - ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（いずれも滞納がないことを証明するものに限る。）
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 印鑑証明書

(2) 公告日から契約の候補者決定の日までの間において、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

- ① 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 4 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 11 年 11 月 25 日制定）に基づく指名除外を受けている者
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ③ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又は本公告日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ⑥ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。）第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。）その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

(3) 単独企業であること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、業務の一部を協力企業等に再委託等することを妨げない。なお、再委託等する場合は、業務の全部、又は主要な部分（総合的な企画、業務遂行管理等）を再委託しないこと。

3 実施要領等に関する事項

(1) 実施要領等

- 令和 7 年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託公募型プロポーザル実施要領
- 令和 7 年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託公募型プロポーザル様式
- 令和 7 年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託仕様書
- 令和 7 年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託評価基準表
- 令和 7 年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託契約書（案）

(2) 実施要領等を示す場所

佐倉市教育部指導課ホームページ

※企画提案書等の作成説明会及び事業説明会は行わない。

(3) 実施要領等を示す期間

公告日から令和7年3月3日まで

4 参加申し込みに関する事項

(1) 提出書類

① 参加申込書類

- 参加申込書（様式1-1若しくは1-2） 1部
- 公告日において令和6・7年度佐倉市入札参加資格者名簿（委託）に登録されていない者は、佐倉市部活動地域指導事業業務委託公募型プロポーザル実施要領4（1）イ）に示す①～⑤の書類各1部

② 提案書類

- 見積書（様式2） 1部
- 見積書の内訳書（任意様式） 1部
- 企画提案書（任意様式） 12部

(2) 提出期限

① 参加申込書類

- 令和7年2月3日（月）午後5時15分まで

② 提案書類

- 令和7年3月3日（月）午後5時15分まで

(3) 提出方法・提出場所等

各提出期限までに、指導課に連絡のうえ持参すること。受付は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 審査方法

令和7年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、別に定める評価基準に基づき審査する。なお、審査の結果が76点に満たない者は、契約候補者となることができない。

(1) 書類審査

提出された企画提案書等を基にして、選定委員会による書類審査を行う。

(2) ヒアリング

書類審査の内容を補完するため、選定委員等による質疑を以下のとおり行う。

① 開催日時：令和7年3月13日（木）（予定）

② 開催場所：佐倉市役所（当市指定場所）

③ 出席人数：3名以内

※ヒアリングは応募事業者数が1者の場合でも実施する。

6 契約方法

(1) 提出された企画提案書等とヒアリングの内容に基づき、契約候補者と契約内容に関する協議を行い、随意契約により契約を締結する。

(2) 契約手続きは、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号）の定めるところにより行い、別紙「業務委託契約書（案）」を使用する。契約保証金については免除とする。

(3) 契約締結後において、受注者に本提案における失格事由（「2参加資格に関する事項」に掲げる要件を一つでも満たさないこととなる事由をいう。）、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、当市は契約を解除できるものとする。

7 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

(3) 単位 計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

8 担当部署

(1) 担当部署 佐倉市教育委員会教育部指導課 指導班

(2) 所在地 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

(3) 連絡先 (電話) 043-484-6185 (FAX) 043-486-2501

(4) 電子メール shidou@city.sakura.lg.jp

9 その他

プロポーザル手続きの詳細は、令和7年度佐倉市部活動地域指導事業業務委託公募型プロポーザル実施要領による。